

第3号被保険者問題の整理と厚生年金保険の適用拡大策¹⁾

木 元 浩 一

<目次>

- I. はじめに
- II. 第3号被保険者制度創設の背景
- III. 第3号被保険者問題の整理と本稿の位置づけ
- IV. 基礎年金拠出金の仕組みと保険料相当額の不公平性
- V. 厚生年金保険の適用拡大策
- VI. おわりに

I. はじめに

本稿では、第3号被保険者に関する問題の論点整理を行った上で、保険料負担の公平性に着目し、2014年度の「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（いわゆる財政検証結果であり以下そのように表記する）を踏まえ、将来に向けての制度の在り方を検討する。まず、IIで、第3号被保険者制度が創設された昭和60年度（1985年度）改正を振り返る。IIIでは、第3号被保険者問題について、これまで言及されてきた問題と議論を整理した上で、本稿の位置づけを述べる。IVでは、基礎年金拠出金の資金循環の説明を通じて、本稿の試算方法を明らかにし、試算結果を提示する。Vでは、IVの試算結果を踏まえた上で、将来に向けての制度の在り方を検討する。VIで、本稿のまとめを述べる。

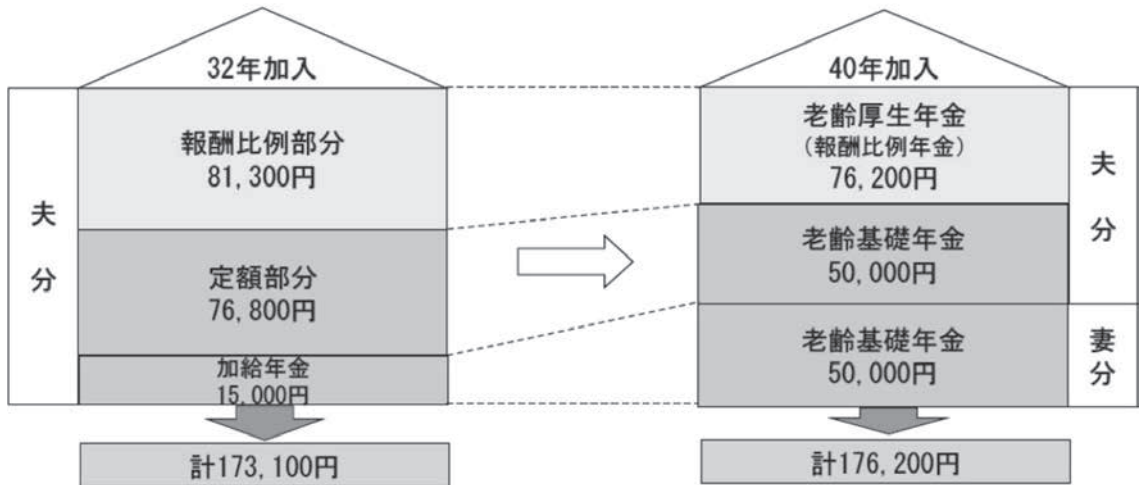
II. 第3号被保険者制度創設の背景

第3号被保険者制度は昭和60年度の年金改正による基礎年金導入に伴って創設された。改正前の年金制度を取り巻く社会経済状況においては、就業構造の変化により、(旧)国民年金制度で年金受給者数と被保険者数とがバランスを欠き、財政危機に陥っていた。また、当時は女性の年金権が保障されていなかった。したがって、昭和60年度改正における問題意識の中には、(旧)国民年金制度の財政危機への対応および女性の年金権の確立があった²⁾。こういった問題意識の下で、1階部分については全国民共通の基礎年金制度が導入された。基礎年金の導入による世帯単位で見た厚生年金保険の給付構造の

¹⁾ 本研究を進めるにあたって早稲田大学政治経済学術院の牛丸聡教授から懇切丁寧なご指導を受けた。記して感謝申し上げる。また、匿名のレフェリーから極めて有意義なコメントを頂戴した。深く感謝申し上げる。言うまでもなく、本稿に残された誤りは筆者の責任である。最後に、本稿の投稿にあたっては日本大学経済学部研究事務課課長補佐の桑田志朗氏に何かとご協力いただいた。厚く御礼申し上げます次第である。

²⁾ 牛丸他（2004）においては、「給付額と負担の適正化」も指摘されている。（pp.61-63）

図表1 世帯単位で見た基礎年金導入前後での厚生年金保険の給付構造の対比
 [昭和61年の標準年金額] [成熟時の標準年金額]



出所：社会保障審議会年金部会（2011）「第3号被保険者制度の見直しについて」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001q0wz-att/2r9852000001q11t.pdf>（アクセス日：2016年5月19日）

対比は図表1で示される。

女性の年金権は、昭和60年度改正による基礎年金導入によって確立された。それ以前は、厚生年金保険制度の被保険者たる夫の年金（報酬比例部分＋定額部分＋加給年金）に妻分も含まれるとして給付設計されていた。また、（旧）国民年金制度においては、被扶養者である専業主婦は強制加入ではなく任意加入という形をとっていた。したがって、（旧）国民年金制度に任意加入せず、厚生年金保険制度の被保険者たる夫と離婚した場合には女性の年金権が保障されなかった。昭和60年度改正により、全国民共通の基礎年金制度において第3号被保険者として女性の年金権が保障されるが、第3号被保険者自身は保険料拠出を必要とせず基礎年金給付が受けられるため、「不公平論」が巻き起こることになった。これがいわゆる第3号被保険者問題の発端であるが、この問題および第3号被保険者にまつわる問題と議論について次のⅢにおいて詳述する³⁾。

Ⅲ. 第3号被保険者問題の整理と本稿の位置づけ

1. 第3号被保険者問題の整理⁴⁾

第3号被保険者問題については、公平性の問題と中立性の問題に分けられる。さらに公平性の問題は保険料負担と給付の関係、第3号運用問題に分けられる。中立性の問題は労働市場へのかく乱を意味し、

³⁾ 女性の年金問題そのものについては千保（2001）等を参照のこと。

⁴⁾ 本稿での目的は第3号被保険者問題の論点整理にあるので「論争」には深くは立ち入らない。第3号被保険者制度について批判したものとしては小塩（1998）等が挙げられる。また、第3号被保険者制度の損得論は堀（1997）で詳しく説明されている。

いわゆる130万円の壁問題と言われる就労調整の問題である。通常、第3号被保険者問題と言った場合には、保険料負担と給付の公平性と就労調整の問題を指すので、まずそれらを整理した後に、第3号不整合記録⁵⁾によって生じた運用3号の問題を取り上げる。

第3号被保険者の保険料負担の公平性問題は年金制度の給付と負担を「世帯単位」と「個人単位」のどちらで捉えるかという議論と密接に関連する。基礎年金導入前では、厚生年金保険の給付は夫のみの保険料負担で報酬比例部分+定額部分+加給年金という形で夫婦という「世帯単位」を想定していた。一方の（旧）国民年金制度は所得捕捉の問題から定額の保険料拠出と給付を行う「個人単位」の制度となっていた。その後、基礎年金導入によって厚生年金保険の定額部分と（旧）国民年金制度は一階部分として統合されるが、その際に個人単位化を徹底しなかったために、「世帯単位」と「個人単位」が併存することとなってしまった⁶⁾。第3号被保険者問題の給付・保険料負担の公平性問題は第3号被保険者自身ないし第3号被保険者を抱える世帯と他の被保険者ないし世帯との保険料・給付との比較で議論される。そこで以下では指摘されている点を「世帯単位」および「個人単位」の視点から整理して議論する。

まず、よく指摘されるのは、①第3号被保険者を抱える片働き世帯と夫婦共に第2号被保険者の共働き世帯との比較である⁷⁾。「世帯単位」で見れば、標準報酬が等しければ、保険料負担と給付の面で同額になり公平性は保たれている⁸⁾。しかし、「個人単位」で見れば夫婦共に第2号被保険者の共働き世帯は個人で保険料拠出をして基礎年金の受給資格を得ており、不公平である。実際、下の基礎年金拠出金の仕組みで説明するが、第3号被保険者分の拠出金負担は共働き世帯を含む第2号被保険者全体で負っている現実がある⁹⁾。

また、②第3号被保険者を抱える片働き世帯と第2号被保険者の独身世帯との比較も指摘されている。「世帯単位」で見ると、①とは異なり、標準報酬が等しくても、同額なのは保険料負担だけで給付は基礎年金給付の分だけ第3号被保険者を抱える片働き世帯の方が大きくなり不公平である¹⁰⁾。「個人単位」で見た場合にもやはり、保険料拠出をして基礎年金受給資格を得ている独身の第2号被保険者から見れば不公平である。実際、上で指摘したように第3号被保険者分の拠出金負担は第2号被保険者全体で負っており、その中に独身の第2号被保険者も含まれている。

5) 扶養者が第2号被保険者から外れた際に第3号被保険者から第1号被保険者へと切り替え手続きを怠ったことから生じた問題。

6) 駒村（2003）でも「三号被保険者制度が問題になっている原因の一つは、自営業は個人単位で、被用者（サラリーマン）は世帯単位といった具合に、公的年金に一貫した世帯観がなかったことによる。」と述べている。（p.150）

7) 例えば、高山（2000）p.151を参照のこと。

8) 高山（2000）では、この点に関して共働き世帯から次の3つの「クレーム」があると指摘している。すなわち、①主婦の家事労働、②労働時間の違い、③標準報酬の上限を考慮に入れるべきという指摘である。高山は①に関しては主婦の帰属所得を行政レベルで扱うのには疑問を呈し、②に関しては労働時間の違いを理由にした批判は的外れとし、③については共働き世帯を合算みて上限を超えるケースが一般的になれば無視できないとしている。（pp.152-154）

9) ただし、拠出金負担と保険料負担の違いには留意すべきである。わが国は保険料水準固定方式を取っており、将来的には一定の保険料水準で固定されるとともに、第2号被保険者については標準報酬額に保険料率を掛けて報酬比例部分分の保険料納付を企業主と折半で行っている。拠出金負担についてはIVで説明するが、保険料負担とは異なるものの、先行研究で指摘されているように、第3号被保険者が保険料負担を負わないことにより、第2号被保険者は割高な拠出金負担を負うことになる。

10) ただし、高山（2000）で指摘されているように、夫婦共に第2号被保険者の共働き世帯と第2号被保険者の独身世帯でも同様の給付の不公平が発生するため、第3号被保険者問題と言うよりは「カップル」か「シングル」かの問題とも言える。

さらに、③第3号被保険者を抱える片働き世帯と夫婦共に第1号被保険者の世帯との比較もある。すなわち、「個人単位」で設計されている国民年金制度の第1号被保険者として保険料負担を負っている夫婦から保険料拠出なしで基礎年金受給資格を得る第3号被保険者への不公平感である。しかし、駒村(2003)も同様の指摘¹¹⁾をしているように、財政構造上、第3号被保険者が負担をしないことによって第1号被保険者の負担が上昇しているわけではないので、勘定面の不公平は存在しない¹²⁾。しかし、同じ所得がない専業主婦であっても第3号被保険者は保険料負担なしで給付が受けられる一方で、第1号被保険者である専業主婦の方は保険料負担をして受給資格を得る必要があり、保険料拠出・給付の不公平は存在する。

次に、就労調整の問題を取り上げる。第3号被保険者であるためには厚生年金被保険者たる第2号被保険者の被扶養配偶者であり、年収130万円未満であることが要件である。第3号被保険者から外れた場合には、第2号被保険者ないし第1号被保険者として新たに保険料拠出の負担を負うことになるため、年収130万円以上とならないよう就労を抑制するという問題である。この就労調整は130万円の壁と言われる。ただし、この就労調整問題については、税制上のいわゆる103万円の壁、企業の配偶者手当、育児や介護といった他の就労環境の影響も多分にあり、年金だけの問題ではない。実際、堀(2012)によれば、130万円の壁が原因で就労調整を行っているものは9.2%に過ぎないとしている¹³⁾。社会保障審議会年金部会(2015)でも130万円の壁問題について「現実には、自ら保険料を負担する第1号被保険者である短時間労働者の年収分布においても、年収100万円前後で山がみられる。」(p.18)と指摘している。

最後に、第3号運用問題について取り上げる。第3号被保険者の要件は第2号被保険者の被扶養配偶者であることから、夫(ないし妻)が第2号被保険者から外れた場合には、その時点で第3号被保険者は第1号被保険者に切り替えを行う必要がある。この第1号被保険者への切り替えを行わなかった被保険者の扱いをどうするかという問題が発端である。厚生労働省は課長通知という形で、切り替えを怠った者を便宜的に第3号被保険者として運用することとした¹⁴⁾。しかし、当然、真面目に第1号被保険者に切り替えを行い、基礎年金受給のために保険料を拠出して負担してきた被保険者との公平性が問題となった。厚生労働省は抜本的な解決策を法律に基づいて講じることが求められ、平成25年6月に法律が改正され、届出を怠った者に対して保険料納付の時効である2年より前の未納期間については「特定期間該当届」を提出すれば年金額に反映されない「受給資格期間」に算入できることに留めた¹⁵⁾。

11) 駒村(2003) pp.51-52

12) 堀(2012)では、基礎年金拠出金の仕組みを前提として、第3号被保険者分まで負担しているのは第2号被保険者全体であり、第1号被保険者側から批判すべきでないという指摘がある。牛丸他(2004)でも拠出金の負担を各勘定に割り振った後の問題として説明している。

13) 堀(2012) p.54

14) 具体的には年金の受給権者については、不整合期間があっても、年金の額を減らさずにそのままとし、現役の被保険者については、将来に向けては、第1号被保険者とし、保険料納付を求める。一方、過去の不整合期間については、保険料の時効が消滅していない過去2年間を除き、そのまま第3号被保険者の期間として扱うこととした。(社会保障審議会年金部会(2013) p.2)

15) 日本年金機構ホームページ「第3号被保険者(専業主婦・主夫)からの手続きが遅れた方へ」<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2015/20150216-02.html> (アクセス日:2016年5月19日)

2. 問題意識と目的

本稿では、上で取り上げた第3号被保険者問題のうち保険料負担と給付の公平性の問題、とりわけこれまで特に問題とされてきた「保険料負担の公平性」に焦点を当てる。その理由として、就労調整効果は税制上の103万円の壁、企業の配偶者手当、育児や介護といった労働環境および家庭環境といったより広範な範囲まで含めて議論する必要がある、130万円の壁の効果だけを抽出して議論することも可能ではあろうが本稿では課題にしない。また、運用3号問題については行政上の事務取り扱いから生じた問題であり、公的年金制度の在り方に内在する問題とは一線を画するからである。

本稿で「保険料負担の公平性」問題を検討する理由は上記のとおりであるが、その中でも①および②で指摘された「第3号被保険者分の拠出金負担は第2号被保険者全体で負担している問題」を取りあげる。③の第3号被保険者を抱える片働き世帯と夫婦共に第1号被保険者の世帯との比較での不公平性の指摘は、勘定面の問題ではないからである¹⁶⁾。

本稿では上記の問題を取り上げるが、将来に向けた長期的な視点から、不公平の度合いを検証し議論していく。ここでいう不公平の度合いとは第3号被保険者が保険料負担を負わないことによって生じる第2号被保険者の拠出金負担の割高部分を指す。長期的な視点に立つ理由として、一時点の推計としてはすでに牛丸他（2004）で行われていること、また、2014年度財政検証において長期的な試算結果が示されており、その結果をデータとして用いれば最新の長期的な推計が行えることが挙げられる。また、2014年度財政検証においてはオプション試算が実施された。オプション試算においては厚生年金被保険者の適用拡大ケースについても取り扱われている。第3号被保険者問題の解決策として、厚生年金被保険者の適用拡大が提起されており¹⁷⁾、その解決策の効果についても本稿で取り扱えることになる。とりわけ、社会保障審議会年金部会（2015）でも第3号被保険者の縮小を第2号被保険者の拡大で進めていく方向を示唆していることから本稿の検討は意義があると思われる。

以上が、本稿の位置づけと問題意識である。IVでは基礎年金拠出金の仕組みの説明を通じて、「第3号被保険者分の拠出金負担は第2号被保険者全体で負担している問題」について詳述する。その上で、基礎年金拠出金の仕組みを前提としながら、2014年度財政検証結果およびオプション試算結果を適用し、①および②で指摘した不公平の度合いについて試算する。Vでは試算の結果を踏まえた上で、制度の在り方について見解を述べる。

IV. 基礎年金拠出金の仕組みと保険料相当額の不公平性

1. 基礎年金拠出金の仕組み

基礎年金給付費用（みなし基礎年金給付費用を含む）は公的年金各制度の勘定からの拠出金、すなわち国民年金勘定、厚生年金勘定から基礎年金勘定への基礎年金拠出金によって賄われている。各勘定が

¹⁶⁾ 制度の在り方として、保険料負担と給付の関係から見れば第1号被保険者との対比も検討する必要がある。しかし、本稿では第3号被保険者分の基礎年金拠出金を実際に負担しているのが第2号被保険者全体であることに着目して不公平を検討していく。

¹⁷⁾ 例えば、堀（2012）p.55

らの基礎年金拠出金には、一般会計から1/2の国庫負担が含まれている¹⁸⁾。各勘定が拠出する基礎年金拠出金の額は、各制度に属する基礎年金拠出金算定対象者数に応じて按分される。基礎年金拠出金算定対象者は基本的に被保険者のうち国民年金の保険料免除者や未納者といった特定の対象者を除外した者である。したがって、基礎年金給付費用を全制度の基礎年金拠出金算定対象者数で除し、一人あたりの拠出金額を求め、その額に各制度に属する基礎年金拠出金算定対象者数を掛けて、当該制度の勘定から拠出する基礎年金拠出金が決定される。1/2の国庫負担が付くのは上記の通りであるので、残り1/2が保険料で負担すべき保険料相当額となる¹⁹⁾。

2. 第3号被保険者による保険料相当額の不公平性

各制度の勘定からの基礎年金拠出金は上記の通りに決定される。国民年金制度においては保険料負担を行う第1号被保険者のみが存在する。第1号被保険者一人あたりが負担する基礎年金拠出金額は基礎年金拠出金算定対象者一人あたりの額と等しい。しかし、厚生年金保険においては話が異なってくる。厚生年金保険の基礎年金拠出金算定対象者は、第2号被保険者²⁰⁾とその被扶養配偶者である第3号被保険者からなる。第3号被保険者は保険料負担を行わないため、第2号被保険者のみで基礎年金拠出金の保険料相当額について負担することになる²¹⁾。その結果、第2号被保険者の一人あたりで負担する基礎年金拠出金の負担額は、基礎年金拠出金算定対象者一人あたりの額よりも高額になり、それはすなわち、第1号被保険者一人あたりが負担する基礎年金拠出金額よりも大きくなることを意味している。第3号被保険者を抱えていない共働きの第2号被保険者、独身の第2号被保険者が「赤の他人」である他者の被扶養配偶者まで支えているのである。これが、先に指摘した「第3号被保険者分の拠出金負担は第2号被保険者全体で負担している問題」に他ならない。

3. 本稿での試算

本稿では、上記の仕組みを前提に、不公平の額について把握する。先行研究とは異なり、本稿では2014年度財政検証結果の数値を用いることにより、不公平の額について長期的な視野を持って把握する。また、第3号被保険者問題への対応策の一つに厚生年金保険の適用拡大が挙げられている。2014年度財政検証においてオプション試算として「厚生年金適用拡大ケース」が示されている。この「厚生年金適用拡大ケース」の結果を用いることにより、不公平の度合いがどの程度縮小されるかを把握する。財政検証結果は経済前提についていくつかのケースを設けて示されているが、本稿では経済変動なし

18) 平成16年度改正によって国庫負担を1/3から1/2への引き上げが決まり、平成21年度に成立・公布された。厚生労働省ホームページ「基礎年金国庫負担割合2分の1の実現について」<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kokko/>（アクセス日：2016年5月19日）また、特別国庫負担として、国民年金の保険料免除期間に係る給付費等にかかる国庫負担も存在する。

19) 基礎年金拠出金の仕組みを説明している文献はいくつかある。例えば西沢（2008）pp.13-17および西沢（2011）pp.167-169が平易に説明しており分かりやすい。

20) 20歳未満および60歳以上の者を除く。

21) 先にも指摘したように実際の保険料負担は企業も折半で負担することには注意を要する。本稿では、直接の先行研究である牛丸他（2004）と同じく保険料相当額に着目している。企業の保険料負担はいわゆるFRINGE BENEFITであるが、この点をどう扱うかは転嫁と帰着の問題になり議論が煩雑化するので本稿では扱わない。

のCケースについて検証した。これは比較すべき厚生年金適用拡大のオプション試算（「Ⅱ－① 220万人拡大」²²⁾ および「Ⅱ－② 1200万人拡大」²³⁾）が経済変動なしのC, E, G, Hについて示されている点、そのうちG, Hは「－機械的に給付水準調整を進めた場合－」であり、厚生年金保険適用拡大以外の要素が入り込むためであり、EについてはCと同じ傾向を示したため省略した。なお、人口前提については死亡中位・出生中位となっている。Cの経済前提については図表2の通りである。

基礎年金拠出金算定対象者数は各制度の被保険者数から所定の人数を除外して求められる。国民年金制度の第1号被保険者の場合、保険料の免除者と未納者が除かれる。厚生年金保険の第2号被保険者の場合、20歳未満および60歳以上の被保険者が除外される。2014年度財政検証結果ではこのように求められる基礎年金拠出金算定対象者数が直接示されているので、その数値をそのまま用いる。さらに、拠

図表2 経済ケースC（変動なし）、死亡中位・出生中位

	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質<対物価>) 2024年度以降20～30年
			実質<対物価>	スプレッド<対賃金>	
長期の経済前提	1.6%	1.8%	3.2%	1.4%	0.9%

出所：厚生労働省（2014）「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/>（アクセス日：2016年5月19日）

図表3 保険料相当額と不公平の度合い（ケースC）、月額平均、円（不公平の度合い（第2号全体）のみ億円）

年度	ケースC			
	第1号	第2号	不公平の度合い	不公平の度合い（第2号全体）
2014	17736	22476	4741	1675
2015	18391	23215	4824	1707
2016	18592	23342	4750	1688
2020	18941	23383	4442	1594
2024	18294	22295	4002	1426
2025	18047	21929	3881	1377
2030	17436	20894	3458	1186
2040	18534	22122	3589	1059
2050	19810	23662	3853	995
2060	20853	24868	4015	907
2070	21679	25836	4157	811
2080	22263	26558	4294	720
2090	22094	26348	4254	623
2100	22201	26463	4262	539
2110	22388	26699	4311	469

注：厚生年金保険と共済年金の一元化が反映されている2016年度と第2号被保険者拡大が反映される2024年度は太枠で示している。2014、2015年度における厚生年金保険および共済年金各々に分けた試算は第2号全体の結果と傾向が同じため省略した。図表4、5についても同様である。

出所：筆者作成

22) 一定の賃金収入（月5.8万円以上）のある、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者への適用拡大。

23) 一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者への適用拡大。

図表4 保険料相当額と不公平の度合い（オプションⅡ①C），月額平均，円（不公平の度合い（第2号全体）のみ億円）

年度	オプションⅡ①C			
	第1号	第2号	不公平の度合い	不公平の度合い（第2号全体）
2014	17736	22476	4741	1675
2015	18391	23215	4824	1707
2016	18592	23342	4750	1688
2020	18941	23383	4442	1594
2024	18155	21441	3285	1227
2025	17911	21090	3179	1182
2030	17404	20227	2822	1014
2040	18550	21486	2936	907
2050	20060	23242	3182	861
2060	21148	24469	3320	785
2070	22029	25477	3448	704
2080	22660	26225	3565	626
2090	22505	26039	3533	541
2100	22623	26168	3544	469
2110	22816	26400	3584	409

出所：筆者作成

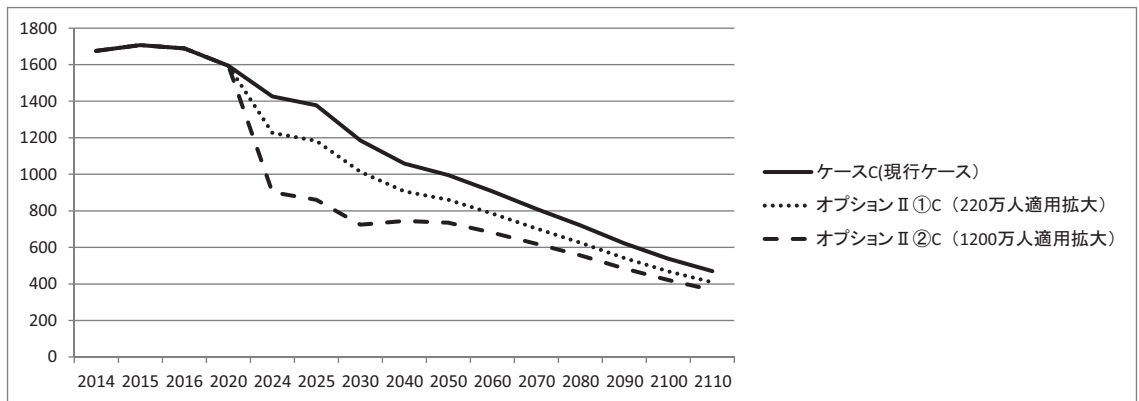
図表5 保険料相当額と不公平の度合い（オプションⅡ②C），月額平均，円（不公平の度合い（第2号全体）のみ億円）

年度	オプションⅡ②C			
	第1号	第2号	不公平の度合い	不公平の度合い（第2号全体）
2014	17736	22476	4741	1675
2015	18391	23215	4824	1707
2016	18592	23342	4750	1688
2020	18941	23383	4442	1594
2024	17130	19158	2027	901
2025	16888	18831	1943	861
2030	16844	18534	1690	725
2040	20813	22840	2027	745
2050	23546	25831	2285	735
2060	25091	27506	2415	680
2070	26500	29053	2553	620
2080	27591	30254	2663	556
2090	27570	30225	2655	484
2100	27800	30477	2677	421
2110	28060	30767	2707	367

出所：筆者作成

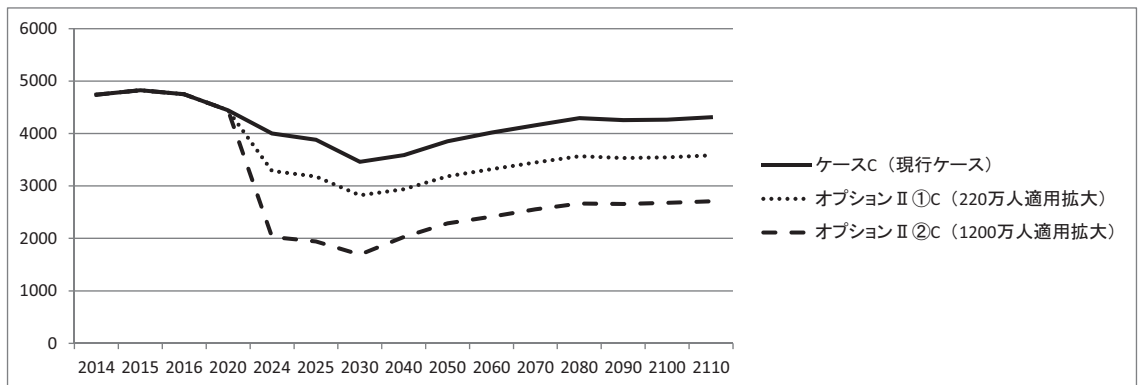
出金算定対象額も示されている。これらから国民年金制度の第1号被保険者および第2号被保険者の保険料相当額、不公平の度合い（全体および一人当たりの数値）を示すと図表3～5になる²⁴⁾。図表の第1号、第2号の欄は各々の一人あたりの基礎年金拠出金の保険料相当額であり、不公平の度合いは第2号と第1号の差を示しており、不公平の度合いを第2号被保険者全体で見たものが不公平の度合い（第2号全体）となっている。なお、比較しやすいように、不公平の度合いについては、全体および一人当たりについて図表6、7においてグラフで示されている。

図表6 不公平の度合い（第2号全体），月額，円



出所：筆者作成

図表7 不公平の度合い（第2号一人当たり），月額，円



出所：筆者作成

²⁴⁾ 数値は財政検証結果のデータに準拠して平成16年度価格になっている。

V. 厚生年金保険の適用拡大策

1. 試算結果の考察

図表6の不公平の度合い(第2号全体)を見ると、現行ケース、オプション①220万人適用拡大、オプション②1200万人適用拡大のすべてのケースにおいて将来にわたって不公平の度合いは縮小していく。これは、いずれのケースにおいても将来にわたって第3号被保険者そのものが縮小していくことから明らかである。財政検証における被保険者数は「日本の将来推計人口」²⁵⁾をベースに「世帯推計」,「労働力率」,「雇用者数」などのデータをもとに推計が行われている。第3号被保険者は厚生年金被保険者(第2号被保険者)の被扶養配偶者であり、少子化を背景として第2号被保険者数が減少していくに伴って第3号被保険者数も減少していく。また、非婚化を背景として被扶養配偶者を持たない第2号被保険者も増えていくことが想定される。実際、財政検証における被保険者数の推計のベースとなる「世帯推計」でも、「単独世帯」が増加傾向を示すことから整合的である²⁶⁾。したがって、大まかに言って、第3号被保険者数の減少は第2号被保険者数自体の減少および被扶養配偶者を持つ第2号被保険者数の減少を要因として捉えることが出来るだろう。少子高齢化の進展は公的年金の財政規模自体の縮小を導き、当然、全体の金額ベースの数値も縮小していく。しかし、少子高齢化を背景に被保険者数および年金受給者数は減少はしていくものの、被保険者一人当たりに対する年金受給者数は上昇していく。その結果、(実質値で見た)公的年金の財政規模自体は縮小していくが、その財政を支える被保険者一人当たりの負担は上昇し、保険料相当額も上昇していく。

図表6を見ると適用拡大が数値に反映される、2024年度では厚生年金保険適用の拡大による不公平の度合いの縮小がはっきりと見て取れる。とりわけ、オプション②1200万人適用拡大のケースはグラフの破線で示され実線の現行ケースと比較して大幅に不公平の度合いが縮小されていく。ただし、それ以降については、不公平の度合いについては収束していく。これは全体の数値は第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の内訳にも依存しているからである。そこで、一人あたりの数値に直したものが、図表7である。一人あたりに直した場合、2024年度での厚生年金保険の適用拡大により不公平の度合いが縮小し、しかも将来に渡って持続することになる。したがって、政府が推し進めている厚生年金保険の適用拡大策は第3号被保険者による不公平の縮小について将来に向けて一定程度の効果を持つことが分かる。

2. 将来の制度の在り方

昭和60年度の基礎年金制度創設時では世帯単位であった厚生年金保険と個人単位の国民年金制度が1階部分について統合された。結果、世帯単位で設計されていた厚生年金保険制度の給付構成において第3号被保険者(主に専業主婦)を対象とした個人単位での基礎年金部分が組み込まれることになった。

25) 国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の将来推計人口」<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401.asp> (アクセス日:2016年7月19日)

26) 国立社会保障・人口問題研究所(2013)「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2013/t-page.asp> (アクセス日:2016年7月19日)

一方で、制度創設前と変わらず保険料拠出においては世帯単位で見て夫のみが負担していた。したがって、世帯単位で見たとき、個人単位の考え方が入り込んだものの、保険料拠出・給付に着目すれば、人々にとって制度変更について特に抵抗意識はなかったであろう。制度創設時の社会経済状況においては専業主婦と片働きの夫が一般的なモデル世帯であり、制度変更によって取り立てて不利益を被る人々もいなかったであろう。しかし、社会経済状況は現在にかけて目まぐるしく変化していき、女性の社会進出が飛躍的に進んできている。女性の第2号被保険者、第1号被保険者が増加していくにつれて第3号被保険者への保険料・給付の不公平論および就労調整を引き起こす130万円の壁問題についての議論が盛んになった。

第3号被保険者問題の解決策としてはこれまで種々の提案がなされてきた。例えば、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金制度のあり方に関する検討会」の報告書では、6つの見直し案が示された。また、平成23年の社会保障審議会年金部会の「第3号被保険者制度の見直しについて」でもそれまでの議論を整理して3つの案が示されている。大雑把にそれらの案を整理すると、第3号被保険者分として新たな保険料負担を設けるか、第3号被保険者の給付を減額する案に分けられる。保険料負担を追加する案については、第3号被保険者に求めるか、扶養者である第2号被保険者に求めるか等でさらに細かく分けられる。確かに、第3号被保険者分として新たな保険料負担を求めれば程度に応じて不公平の度合いは縮小するだろう。ただし、第3号被保険者自身に新たな負担を求める場合には、収入の無い専業主婦（ないし低収入のパートの妻）に保険料負担を求めることへの妥当性の問題がある。第3号被保険者の扶養者（多くは第2号被保険者である夫）に新たな保険料負担を設ける場合、事業主の保険料負担の問題およびそれに伴う雇用への影響、結婚等のライフスタイルへの影響等が懸念される。なお、第3号被保険者の給付を減額する場合には、そもそも第3号被保険者制度創設の目的の一つである女性の年金権の確立に反することになる。また、最低保障年金のように全額税方式化して1階部分については完全に個人単位化することも考えられるが、最低保障年金はその理念や考え方から第3号被保険者問題の解決策というよりは低年金・無年金対策として実施されるべきであろう。

現在、第3号被保険者問題の解決策としては厚生年金保険の適用拡大によって、パート等の第3号被保険者を第2号被保険者に吸収し、不公平を発生させている第3号被保険者そのものを減少させていくことで意見の一致を見ている。そして、政府が推し進めている厚生年金保険の1200万人拡大策により厚生年金保険を支える第2号被保険者一人当たりの不公平の度合いは将来に渡って縮小する。したがって、厚生年金保険の適用拡大策は、将来の低年金・無年金対策のみならず、第3号被保険者問題の観点からしても有意義な対策であり、着実な実施が期待される。

VI. おわりに

本稿では、第3号被保険者制度創設の背景を述べた上で、第3号被保険者問題の論点整理を行い、問題の根幹として保険料負担の公平性問題を取り上げて議論した。特に、2014年の財政検証結果の数値を用いて第3号被保険者が保険料負担を負わないことにより発生している第2号被保険者の保険料相当額の不公平の度合いを厚生年金保険の適用拡大ケースとともに検証した。適用拡大により確かに厚生年金保険を支える第2号被保険者一人あたりの不公平の度合いは縮小し長期にわたって効果がある。

現在の第3号被保険者問題の解決策の方針は厚生年金保険の適用拡大策で意見の一致を見ており、本稿によってその有意義さが不公平の度合いの縮小という形で確認された。したがって、低年金・無年金

対策のみならず、第3号被保険者問題の解決策という観点からも厚生年金保険の適用拡大策は有意義であり、着実な実施が期待される。

<参考文献>

- 牛丸聡・飯山養司・吉田充志(2004)『公的年金改革—仕組みと改革の方向性—』東洋経済新報社
- 小塩隆士(1998)『年金民営化への構想』日本経済新聞出版社
- 厚生労働省ホームページ「基礎年金国庫負担割合2分の1の実現について」<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kokko/> (アクセス日:2016年5月19日)
- 厚生労働省(2001)「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会(報告書)—女性自身の貢献がみえる年金制度—」
- 厚生労働省(2014)「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/zaisei-kensyo/> (アクセス日:2016年5月19日)
- 国立社会保障・人口問題研究所(2012)「日本の将来推計人口」<http://www.ipss.go.jp/syoushika/tohkei/newest04/sh2401.asp> (アクセス日:2016年7月19日)
- 国立社会保障・人口問題研究所(2013)「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」<http://www.ipss.go.jp/pp-ajsetai/j/HPRJ2013/t-page.asp> (アクセス日:2016年7月19日)
- 駒村康平(2003)『年金はどうなる—大家族と雇用が変わる時代—』岩波書店
- 社会保障審議会年金部会(2011)「第3号被保険者制度の見直しについて」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000001q0wz-att/2r9852000001q11t.pdf> (アクセス日:2016年5月19日)
- 社会保障審議会年金部会(2013)「第3号被保険者の記録不整合問題への対応について」<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000002yp8h-att/2r9852000002ypeu.pdf> (アクセス日:2016年5月19日)
- 社会保障審議会年金部会(2015)「社会保障審議会年金部会における議論の整理」http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000071909.pdf (アクセス日:2016年5月19日)
- 千保喜久夫(2001)「女性の年金—過去・現在・未来—」『日本年金学会誌』第20号, pp.51-57
- 高山憲之(2000)『年金の教室:負担を分配する時代へ』PHP研究所
- 西沢和彦(2008)『年金制度は誰のものか』日本経済新聞出版社
- 西沢和彦(2011)『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版社
- 日本年金機構ホームページ「第3号被保険者(専業主婦・主夫)からの手続きが遅れた方へ」<http://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2015/20150216-02.html> (アクセス日:2016年5月19日)
- 堀勝洋(1997)『年金制度の再構築』東洋経済新報社
- 堀勝洋(2012)「第3号被保険者制度の論点と将来展望」『週刊社会保障』第66巻第2664号, pp.50-55

本論文は所定の査読制度による審査を経たものである。

採択決定日:28年9月29日

日本大学経済学部 経済集志・研究紀要編集委員会